

環境配慮事業者からの物品等調達実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が行う物品及び公共工事関係を除く役務（以下「物品等」という。）の調達において、入札等の競争性、契約の公平性、適正な履行の確保及び予算の適正な執行に配慮しつつ、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者等の環境保全活動を促進するため、環境配慮事業者から物品等の調達に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「環境配慮事業者」とは、次のすべてに該当する者であつて、第4条に規定する登録を受けた者をいう。

- (1) 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。
- (2) 県内に本店、支店、営業所等（以下「事業所」という。）を有する者であること。
- (3) 県内の事業所において、次のいずれかの環境認証制度に係る認証等（以下「環境認証等」という。）を取得している者であること。
 - ア 国際標準化機構（ISO）の国際標準規格「ISO14001」の認証
 - イ 一般財団法人持続性推進機構の認証登録制度「エコアクション21」の認証
 - ウ みちのく環境管理規格認証機構の認証制度「みちのくEMS」の認証
 - エ 「わが社のe行動（eco do!）宣言」実施要領による認定

(環境配慮事業者の登録の申請)

第3条 環境配慮事業者の登録を受けようとする者は、宮城県入札参加登録システム（本県の使用に係る電子計算機と申請者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）により、環境認証等の写しを添えて、知事に申請しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、環境配慮事業者登録申請書（様式第1号）により申請することができる。

(環境配慮事業者の登録等)

- 第4条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、その内容について審査を行うものとする。
- 2 知事は、前項の審査の結果適格と認めるときは、環境配慮事業者の登録を行うとともに、入札参加登録システムにより通知するものとする。また、前段の入札参加登録システムによる通知は、その旨を記載した書面の交付に代えることができる。
 - 3 知事は、第1項の審査の結果不適格と認めるときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。
 - 4 第2項の規定による登録は、毎年1月1日、4月1日、7月1日、10月1日付けで行うものとする。

(環境配慮事業者の登録の有効期間)

第5条 環境配慮事業者の登録の有効期間は、第2条第1号に規定する参加資格の有効期間内で、かつ、環境認証等の有効期間内とする。

(変更届)

第6条 環境配慮事業者は、登録内容に変更があつたとき又は環境認証等の変更若しくは更新を行い、引き続き当該登録を希望するときは、宮城県入札参加登録システムにより、その旨を遅滞なく知事に届け出なければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、環境配慮事業者登録内容変更

届（様式第2号）により、その旨を遅滞なく知事に届け出なければならない。

（辞退届）

第7条 環境配慮事業者は、次のいずれかに該当するときは、宮城県入札参加登録システムにより、その旨を遅滞なく知事に届け出なければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めるときは、環境配慮事業者登録辞退届（様式第3号）により、その旨を遅滞なく知事に届け出なければならない。

- (1) 第2条各号のいずれかの規定に該当しなくなったとき。
- (2) 第6条に規定する登録の更新を希望しないとき。

2 知事は、前項に規定する届出があったときは、速やかに受け付けを行い、登録資格を抹消する。

（登録の取消し）

第8条 知事は、環境配慮事業者の登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 環境認証等を更新したが、第6条又は第7条第1項に規定する届出がないとき。
- (2) 第7条第1項第1号の規定に該当することが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。

（環境配慮事業者の公表）

第9条 知事は、環境配慮事業者の登録又は取消等を行ったときは、環境配慮事業者登録名簿を作成し、県のホームページ等により公表するものとする。

（一般競争入札及びオープンカウンター方式における取扱い）

第10条 知事は、一般競争入札及びオープンカウンター方式により物品等を調達しようとするときは、環境配慮事業者であることを参加資格条件に附することができる。

（指名競争入札における優先指名）

第11条 知事は、指名競争入札により物品等を調達しようとするときは、環境配慮事業者を他の者に優先して指名するものとする。

（随意契約における優先取扱い）

第12条 知事は、随意契約により物品等を調達しようとするときは、当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に該当する場合に限り、予算の適正な執行に配慮しつつ、次に掲げるところにより、環境配慮事業者を優先的に取扱うものとする。

- (1) 2人以上の者から見積書を徴するときは、環境配慮事業者を他の者に優先して選定するものとする。
- (2) 1人から見積書を徴するときは、環境配慮事業者を他の者に優先して選定する機会を多くするものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年1月4日から施行する。
- 2 この要綱は、当分の間、出納局契約課が行う物品等の調達に適用するものとし、その他の機関が行う物品等の調達については、この要綱の趣旨に則り、環境配慮事業者からの調達に配慮するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。